

第 83 号 議 案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 9 月 9 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成24年長崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（法人の範囲） 第 2 条 政令第152条第 1 項第 3 号の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、次に掲げる法人とする。 (1)～(10) 略 <u>(11) 公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社</u> <u>(12)～(14)</u> 略	（法人の範囲） 第 2 条 政令第152条第 1 項第 3 号の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、次に掲げる法人とする。 (1)～(10) 略 <u>(11)～(13)</u> 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

知事の調査等の対象となる法人の範囲について、県の出資比率の減少に伴い、法人名の追加をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。